

中央の動き（7月）「視点・論点・考察点」～見る―読む―考える～

6日 ●「行政減量・効率化有識者会議」

昨年の6月27日に行政改革推進本部長のもとに設置された。

この会議の検討項目は、3項目あり、その第一項目に「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する事項」と明記されている。

この日の会議から、独立行政法人についての検討に入ったので、記載した。

行政改革推進本部は、行政改革推進法第68条によって設置されている。

本部長は、内閣総理大臣である。本部長決定の直属の会議である。

独立行政法人の見直し作業は、総務省所管の「政策評価・独立行政法人評価委員会」とこの会議での検討という二つのルートで進められることになる。

この二つの検討結果をまとめて「独立行政法人整理合理化計画策定方針」を8月に閣議決定し、この方針に沿って整理合理化計画案を詰めていき、12月

に、①35法人の見直しに向けた「勧告の方向性」②101法人の整理合理化計画案のとりまとめを行い、この二つの見直しを「独立行政法人整理合理化計画」として閣議決定を行うという進め方となる。

国立病院機構は、平成20年度に中期目標終了となるが、平成19年度に中期目標期間終了の23法人の見直しと合わせて、20年度終了の12法人を加え35法人の見直しに入ることとなった。

11日 ●政策評価・独立行政法人評価委員会

この日の会議で「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」が決定された。今年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」の「独立行政法人等の改革」も資料配布され政府の立場からの独立行政法人改革の方向が示されたことになる。

今後の独立行政法人の動向を知るためにも、以上の二つの資料は必読文献と言える。この二つは、総務省と内閣府のホームページに公表されている。

7月20日の拙稿「独立行政法人の動向について」（第Ⅱ編）にもすべて掲載している。

12日 ●第30回行政減量・効率化有識者会議

6日に引き続いて、この日の議題は「独立行政法人整理合理化計画の策定方針」である。

当日、配付された資料と議事概要については、総務省のHPに公表されている。

要約された意見の一つを紹介する。

「事務・事業の検討に当たっては、本当に公的セクターで実施することが必要であるか、あるとしても担い手として独立行政法人が実施する必要があるのかといった二段階の議論が必要である。」

前回6日の意見

「なぜ民営化できないのか、なぜ民間委託できないのか、なぜ廃止できないのかについての説明を各主務大臣・各独立行政法人に求める形で、各事業ごとに検討していくことが一つの方法である。」

その際、これらの措置をとれない説明を考えるのではなく、実現するためにはどうすればよいかを考えさせる必要がある。」

26日 ●社会保障福祉審議会福祉部会

厚生労働大臣から、社会保障審議会長に次の諮問書が出された。

「社会福祉法第89条第3項の規定に基づき、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針の改正について」

- ① 前文
- ② 人材確保の基本的考え方
- ③ 人材確保の方策
- ④ 経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体の役割と国民の役割
- ⑤ 指針の実施状況の評価・検証

以上の大項目にしたがって、人材確保の具体的な方策が述べられている。

福祉職全体に及んでいて、雇用者・従事者・自治体にとっては必読の上、指針の方向の実現に向けた施策が求められている。（A四班26頁）